## 資料8 対策の実施主体の考え方

## 1.対策の実施主体の考え方

	1.対束の美施主体の考え方					
実施主 体	土地所有者等	地方公共団体	汚染原因者			
考え方の根拠	1.土壌が汚染されてののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	1.土壌汚染による被害 の可能性及びそれに対 する早期対策実施の必 要性 (公共事業として対策 を行う場合の実施主 体、費用負担は『汚染 者負担原則』の考え方)	1.汚染者負担の原則 (原因者責任の考え 方)			
制度面 の 留意点	なし	1. 私有地で対策を行うための権原を付与する必要がある 2. 汚染が私有地に留まっている場合、公共性が高いとは言い難い	1. 対策を行うため に必要な土地の掘削 等に関する権原がない (土地所有者等の権 原者の同意なく、土 地の状態を変更できない)			
運用面 の問題	1.土壌汚染に関する責任 について認識がない場合 がある 2.汚染の浄化等の費用が 土地の取引価格を超える 場合がある	1.巨額にのぼる事業費を公共の負担で行うことには合意が得られにくい	1.汚染原因者を特定 することに困難が伴 う 2.汚染原因者が特定 できない場合がある 3.汚染原因者が不存 在の場合がある			
備考	中央環境審議会答申		従来の規制指導等の 考え方			

土地所有者等とは、土地所有者、占有者(借地人等)又は管理者(破産管財人等)をいう

## 2.対策の実施主体の考え方(国内)

	指針・条例等	対策の実施主体の規定等	備考		
围	今後の土壌環 境保全対策の 在り方につい て	土地所有者等。 ただし、汚染原因者に対し費用を求償 できる。また土地所有者に異議がないと きは汚染原因者にリスク低減措置を求め ることも可。	平成14年1月中央環境審議会答申		
地	新潟県	事業者	平成9年4月		
方白	神奈川県	事業者	平成10年4月		
自治体	東京都	事業者、土地改変者	平成 1 2 年 1 2 月		
	埼玉県	事業者、土地改変者	平成13年6月		